

在宅老人福祉対策事業の実施 及び推進について

平成10年8月28日

厚生省老人保健福祉局長、老発第550号

標記については、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙のとおり改正した。その概要、経過措置等は、下記のとおりであるので、事業の適正かつ円滑な運営に十分配慮されるとともに、管下市町村に対し周知徹底を図り、本事業の実施に遺漏なきよう指導されたい。

なお、次に掲げる通知（記の2の（1）において「関係通知」という。）は廃止する。

老人デイサービス運営事業の実施について
（昭和63年1月30日社老第10号社会局老人福祉課長通知）

老人デイサービス運営事業におけるホリデイサービス運営事業加算について（平成8年5月10日老計第82号老人保健福祉局長通知）

老人デイサービス運営事業におけるホリデイサービス運営事業加算の取扱いについて（平成8年5月10日老計第83号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

記

1. 概要

（1）老人デイサービス運営事業実施要綱の一部改正

老人デイサービス運営事業の事業費補助方

式への移行に伴う老人デイサービスセンター等の類型（A～E型）の整理を行ったこと。

在宅高齢者等日常生活支援事業を廃止し、高齢者在宅生活支援事業を創設したこと。

（2）在宅介護支援センター運営事業等実施要綱の一部改正

市町村は、その区域内のすべての在宅介護支援センターを包摂する連絡支援体制を形成するものとしたこと。

従来の在宅介護支援センターに加え、地域の実情に応じた基幹型支援センター及び単独型支援センターの設置を認めたこと。

民間事業者等に対する委託を認めたこと。

（3）老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱の一部改正

従来の補助先を団体経由から都道府県・指定都市へ変更したこと。

2. 経過措置

（1）老人デイサービス運営事業実施要綱の一部改正

改正後の老人デイサービスセンター運営事業実施要綱によりがたい場合には、平成10年度は、改正前の老人デイサービス運営事業実施要綱及び関係通知により事業を実施しても差し支えない。

（2）在宅介護支援センター運営事業等実施要綱の一部改正

改正後の在宅介護支援センター運営事業等実施要綱によりがたい場合は、改正前の在宅介護支援センター運営事業等実施要綱により事業を実施しても差し支えない。

3. その他

〔別紙〕

1 別添4老人デイサービス運営事業実施要綱を次のように改める。

1の(5)を削除し、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に(3)として次のように加える。

(3) 市町村の責務

ア 市町村は、(1)の目的を達成するため、老人デイサービスセンター等の適正な配置又は適切な事業の実施者しくは委託を行い、その体制の整備に努めるものとする。

イ 市町村長は、利用対象者から、事業の利用申請があった場合は、本要綱を基に、その必要性を検討した上で、決定するものとする。

なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

ウ 市町村は、利用者の心身の状況を勘案して、日常生活自立度等を判定するとともに、これに基づいてサービス内容を決定し、適切なサービスが提供されるよう努めなければならない。

1の(6)を次のように改める。

(6) 事業の実施

ア 事業のうち次に掲げるものを必須とする。

(ア) 基本事業

- a生活指導（相談援助等）
- b機能訓練（日常動作訓練）
- c介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- d介護方法の指導（家族介護者教室）
- e健康状態の確認
- f送迎

(イ) 通所事業

給食サービス

老人デイサービス運営事業については、本通知と同日付けで発出した「老人デイサービス運営事業における老人デイサービスセンター等の利用定員等の弾力化について」（平成10年8月28日老計第29号老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）にも御留意されたい。

イ 事業のうち次に掲げるものを選択して実施できるものとする。

(ア) 通所事業

入浴サービス

(イ) 訪問事業

a入浴サービス

b給食サービス

c洗濯サービス

ウ 痴呆性老人を利用対象とする老人デイサービスセンター等（以下「痴呆性老人向け毎日通所型センター」という。）は、利用家庭の状況等も勘案した上で毎日でも受け入れることが可能な体制づくりに心がけるものとする。

エ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

生活援助員派遣事業は、平成2年8月27日老福第168号本職通知「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の実施について」による「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱」に基づき実施するものとする。

1の(7)を次のように改める。

(7) 利用定員

基本事業の1日当たりの標準利用定員は、おおむね8人以上とする。

1の(8)のアを次のように改める。

ア この事業を行うため、あらかじめ老人デイサービスセンター等の管理責任者を定めるとともに、次の職員配置を標準とし、それぞれが実施するサービスに応じて必要な職員を配置するものとする。

なお、職員配置に当たっては、寮母又は生活指導員のいずれかの職種を常勤とし、その他の者については、非常勤とすること

ができるものとする。

(ア) 基本事業

a生活指導員 1人

b寮母

(a) 1日当たりの標準利用人員が8人以上15人未満であるときは、1人(痴呆性老人向け毎日通所型センターにあっては、2人)

(b) 1日当たりの標準利用人員が15人以上20人未満であるときは、2人

(c) 1日当たりの標準利用人員が20人以上であるときは、3人

c運転手 1人

d看護婦 1人

(イ) 通所事業

a給食サービス 調理員 1人

b入浴サービス 介助員 1人

(ウ) 訪問事業

入浴サービス 介助員 1人

1の(9)のイを削除し、ウをイとし、エをウとし、オ中「家族介護者教室」を「基本事業のうち介護方法の指導」に改め、「参考の上年間72時間程度実施する等」を「参考とし、利用人員の規模に応じて(少なくとも年間36時間以上)」に改め、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケ中「ケース」を「事例(ケース)」に改め、ケをクとする。

1の(10)中「日常動作訓練」を「機能訓練」に改め、「家族介護者教室」を「介護方法の指導」に改める。

1の(11)のアを次のように改める。

ア 建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。ただし、既存施設を活用して運営を実施するときは、この限りでない。

1の(11)中イをエとし、アの次にイ及びウとして次のように加える。

イ 建物の規模は、1日当たりの標準利用人員が8人以上15人未満の場合には、原則として100㎡以上、1日当たりの標準利用人員が15人以上の場合には、原則として165

㎡以上とする。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により併設する施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、この限りでない。

ウ 直接サービスを提供するために必要な設備については、1日当たりの標準利用人員を勘案して、十分な面積を確保するものとする。

1の(11)のウ中「(6)に定める類型に応じ、」を削り、「サービスに」の次に「応じて」を加え、「この限りでない。」の次に「また、施設が小規模であって介護者教育室を作業及び機能訓練室等で代替できる場合も、同様とする。」を加え、(11)中ウをオとする。

1の(11)の次に(12)として次のように加える。

(12) その他

ア やむを得ない事情により、複数の市町村が同一の老人デイサービスセンター等において事業を実施する場合には、その運営に要する費用については、各市町村が利用者の数及び要介護度に応じて支出することとし、都道府県は、それぞれが支出した額に応じて各市町村に補助することができるものとする。

ただし、この場合においても、当該老人デイサービスセンター等の1日当たりの標準利用人員はおおむね8人以上とする。

イ 市町村又は事業の委託を受けた者が、調理業務を第三者に委託するときは、当該調理業務は、老人デイサービスセンター等又は併設施設の厨房で行うものとする。

ウ 基本事業は、週6日間を標準として実施するものとするが、通所事業及び訪問事業は、その利用者の状況に応じ、週のうち3日以上の日曜日を特定して実施することができるものとする。

1の別表中「家族介護者教室」を「介護方法の指導」に改める。

2の(4)中「1の(4)」を「1の(5)」に改める。

2の(5)を次のように改める。

(5) 事業内容及び職員配置

事業の種類は、次の2種類とする。

ア 通常事業型

1の(6)と同様のサービスを実施する。

イ 弾力事業型

1の(6)のうちのサービスの一部を弾力化して実施する場合であって、基本事業のうち相談援助、介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等のサービス)及び健康状態の確認の実施を必須とする。ただし、職員配置については事業実施状況に応じ弾力的に認める。

2の(10)を次のように改める。

(10) この事業に対する補助

平成4年3月2日厚生省発老第19号「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」の別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」において定めた額とする。

3の(6)のA中「(原則として、A型、B型又はD型)」を削る。

4を削除し、5を4とする。

2 別添4の2在宅介護支援センター運営事業等実施要綱を(別添1)のように改める。

3 別添4の3高齢者在宅生活支援事業実施要綱として(別添2)を加える。

4 別添5老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱を次のように改める。

1中「この事業は、老人クラブ、市町村老人クラブ連合会」の次に「及び都道府県等老人クラブ連合会」を加える。

2に次を加える。

(3) 老人クラブ等活動推進員設置事業

老人クラブ等活動推進員設置事業は、別紙3〔老人クラブ等活動推進員設置事業運営要領〕により老人クラブ等活動推進員を設置し、活動する都道府県老人クラブ連合会又は指定都市老人クラブ連合会に対する助成事業とする。

3を次のように改める。

2の(1)、(2)の事業は市町村(特別区を含む。以下同じ。)とし、(3)は都道府県及び指定都市とする。

別紙1〔老人クラブ運営要領〕の1中「老人の」を「高齢者の」に改める。

別紙2〔市町村老人クラブ連合会運営要領〕の1中「老人の」を「高齢者の」に改め、4中「ニーズ」を「要望」に改める。

別紙3〔老人クラブ等活動推進員設置運営要領〕として(別添3)を加える。

〔別添1〕

別添4の2

在宅介護支援センター運営事業等実施要綱

1 在宅介護支援センター運営事業

(1) 目的

在宅介護支援センター運営事業は、在宅の要援護老人の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護老人及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが、総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要援護老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人、医療法人(地域医師会を含む。)、又は民間事業者等に委託することができるものとする。なお、市町村は、委託に当たっては、委託条件、遵守事項等の委託内容を明記した委託契約書を作成し、かつ、保管するものとする。

(3) 利用対象者

この事業の対象者は、おおむね65歳以上の要援護老人又はこれらの者を抱える家族等とする。

(4) 市町村の責務

ア 市町村は、(1)の目的を達成するため、必要に応じ、在宅介護支援センター(以下「支援センター」という。)の適正な配置又は適切な事業の実施若しくは委託を行うなど、その体制の整備に努めるものとする。

イ 市町村は、本事業の実施又は委託に当たっては、中学校区を標準として、地域の実情に応じた担当区域を支援センターごとに定めることを原則とする。

ウ 市町村は、コンピューター、電話、ファックス、会議、面談等の手段を用いて、支援センター間における保健、医療又は福祉に関する専門的な情報の交換などの連携が円滑に行われるよう市町村内のすべての支援センターを包摂する連絡支援体制(以下単に「連絡支援体制」という。)を整備するものとする。この場合、市町村は、あらかじめ、連絡支援体制の基幹となる支援センター(以下「基幹型支援センター」という。)を1か所定めるものとする。ただし、指定都市にあっては、2か所以上定めることができるものとする。

(5) 事業内容

支援センターは、以下に定める事業を地域に積極的に出向き又は支援センターにおいて行うものとする。

ア 地域の要援護老人の心身の状況、家族の状況等の実態を把握するとともに介護ニーズ等の評価を行うこと。

イ 市町村の公的保健福祉サービスの円滑な適用に資するため、要援護老人及びその家族(原則として担当区域内の者に限る。)に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、処遇目標達成状況及び今後の課題等を記載した台帳(以下「処遇台帳」という。)を整備すること。

ウ 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。

エ 在宅介護に関する各種の相談に対し、電話相談、面接相談等により、総合的に応じること。

オ 要援護老人を抱える家族等からの相談や在宅介護相談協力員(以下「相談協力員」という。)からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行うこと。

カ 地域の要援護老人やその他家族の公的保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行(市町村等への申請書の提出)等の便宜を図る等、利用者の立場に立って公的保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。

キ 相談協力員に対する定期的な研修会及び支援センターと相談協力員との情報交換及び相談協力員相互の情報交換、親睦等を図るための相談協力員懇話会の開催並びに相談協力員との日常的な連絡調整を行うこと。

ク 福祉用具の展示、利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、並びに福祉用具の選定若しくは具体的な使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行うこと。ただし、特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等又はこれらとの密接な連携が確保された単独型の老人デイサービスセンター等(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設しない支援センターであって基幹型支援センターに該当しないもの(以下「単独型支援センター」という。)にあっては、この限りでない。

ケ 基幹型支援センターは、アからクに掲げる業務のほか、支援センターが職員の訪問又は相談者の来訪等により把握した対象者に関する情報を集約し、必要に応じ、在宅福祉サービス利用情報等を他の支援センターに提供することにより、他の支援センターを統括し、かつ、支援すること。

(6) 事業の実施

この事業は、特別養護老人ホーム等に併設した支援センターにおいて実施することを原則とする。

ただし、基幹型支援センター(市町村が直接運営する場合又はこれに準ずる場合に限る。)にあっては、特別養護老人ホーム等、単独型支

援センターにあっては、基幹型支援センター又は特別養護老人ホーム等による後方支援体制が地域の実情に応じて確保されている場合には、特別養護老人ホーム等に併設しない支援センターとして事業を実施することができる。

ア 市町村及び支援センターは、夜間の緊急の相談等に備え、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続の取扱等の対応手順を支援センターに併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設施設」という。）及び消防署、特別養護老人ホーム、医療機関等と協議の上、定めておくものとする。

イ 市町村は、事業の実施に当たって、支援センターと協議の上、年間の事業計画を定めるとともに、支援センターは、月間の事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。

ウ 支援センターは、相談を受けた場合等は、速やかに必要な活動を展開するものとする。

エ 支援センターは、処遇台帳を適切に管理し、継続的支援、処遇の適正な実施を図るものとする。

オ 支援センターの業務については、フレックスタイム制の勤務体制を組むなど、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。

ただし、相談窓口としての業務については、併設施設等の機能との連携の下に24時間対応の体制を採るものとする。

カ 併設施設は、緊急時において当該施設で実施している在宅サービス等の利用が可能となるよう体制を確保しておくものとする。

(7) 支援センター及び併設施設の要件

ア 支援センターに係る要件

(ア) 支援センターは、市町村又は市町村が運営を委託することを予定している地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、民間事業者等が設置すること。

(イ) 事業の適正な運営を確保できる職員の配置を行うこと。特に、運営を受託する法人又は併設施設が新設である場合には、配置職員については、事前に十分な研修等を行

い、業務遂行能力を確保すること。

(ウ) 24時間を通じて、併設施設等との連携により、緊急の相談に対しても適切な助言、関係機関等への連絡等の対応が図れること。

(エ) 相談や福祉用具の展示に必要な空間（スペース）を確保すること。

(オ) 在宅保健福祉サービスの適用機関である市町村との連携や、保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

イ 併設する特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等に係る要件

(ア) 市町村を始め民生委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係者、ボランティア等との協力連携関係が得られること。

(イ) 特別養護老人ホームの場合は、ショートステイ事業及びデイサービス事業を適正に実施していることを原則とすること。

老人保健施設、病院等の場合は、地域の老人のためのデイケア又は通所によるリハビリテーション事業を実施していることを原則とする。

(ウ) 特別養護老人ホームの場合は、ホームヘルプサービス事業を受託しているか、又は近い将来受託する予定があることを原則とすること。

病院等の場合は、老人訪問看護事業を継続的な事業として実施する予定であることを原則とする。

(エ) 在宅の要介護老人の介護者に対し、介護に関する研修や啓発のための事業を実施すること。

(オ) これらの事業の利用者の処遇に必要な情報の記録、管理及び活用が適切に行われること。

(カ) 市町村の在宅サービスの適用申請の経由機関となり得ること。

(キ) 運営を受託する法人が新設の場合には、運営開始後の在宅保健福祉サービスの拠点としての活動が十分に期得できるとともに、(ア)から(カ)までの事項についての適正な実施が見込まれること。

また、管轄する市町村からの適切な後方支援体制が確保できること。

(8) 職員の配置等

ア 職員の配置

(ア) この事業を行うに当たっては、あらかじめ、支援センターの管理責任者を定めるとともに、次に掲げる職種の職員を常勤で配置するものとする。

なお、職員の配置に当たっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置するものとする。

社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健婦1人

看護婦又は介護福祉士1人

(イ) 基幹型支援センターについては、(ア)に掲げる職種の職員に加えて対象者の実態把握に必要な職員を配置するときは、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健婦、看護婦、介護福祉士又は介護支援専門員に関する省令(平成10年厚生省令第53号。)第1条に規定する業務従事期間要件に該当する者(以下「ソーシャルワーカー等」という。)を配置するものとする。

(ウ) 単独型支援センターについては、(ア)にかかわらず、ソーシャルワーカー等のうち1人を常勤で配置するものとする。

イ 職員の責務

(ア) 支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(イ) 支援センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、個別処遇計画の策定等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

(9) 在宅介護支援センター運営協議会の設置

市町村は、市町村内のすべての支援センターの円滑な運営を図るため、基幹型支援センターに在宅介護支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置しなければならない。

ア 目的

支援センターの事業計画の検討及び事業実

施上の諮問鳩について協議を行うこと。

イ 構成者

市町村の老人福祉、保健、医療担当部門のそれぞれの長及び保健所の代表者、福祉事務所の代表者、地域医師会代表者、市町村社会福祉協議会代表者、老人福祉施設長、老人保健施設長、民生委員の代表者、各支援センターの長その他地域の老人保健福祉の推進のために必要と認められる者。

ウ 開催回数

必要に応じて、年1回以上開催するものとする。

(10) 相談協力員の配置及び業務内容

ア 市町村は、活動対象地域の65歳以上人口等を考慮し、地域の実情を踏まえ、相談協力員を支援センターに配置するものとする。

イ 相談協力員は、民生委員、老人クラブ、自治会、婦人会等地域活動団体の役員はもとより、介護する家族等と接触する機会が多い地元商店、薬局、郵便局等から、運営協議会の意見を踏まえ、市町村長が委嘱するものとする。

ウ 相談協力員は、支援センターの円滑な運営に資するため、支援センターと連携して、以下の業務を行うものとする。

(ア) 地域の要援護老人等に対する保健福祉サービス及び支援センターの紹介等を行うこと。

(イ) 様々な機会をとらえての各種の保健福祉サービスの広報及びその積極的活用についての啓発を行うこと。

(11) 事業実施上の留意事項

ア 市町村は、支援センターからの公的保健福祉サービスの適用依頼について、積極的に応じるものとする。

イ 市町村は、本事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するとともに、このことについて、支援センターを十分指導するものとする。

ウ 市町村は、本事業の趣旨に鑑み、市町村の民生部門、保健衛生部門の連携の下に、本事業に対する両部門の協力、支援体制を整備す

るものとする。

エ 市町村は、夜間等の緊急相談に対応するため、消防署、医療機関等関係機関による支援体制の整備を図るものとする。

オ 市町村は、支援センターの職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるものとする。

また、支援センターを複数設置する市町村にあっては、支援センターにおける活動内容の均一化等を図るため、支援センター業務に関する研究協議会を定期的に開催するものとする。

カ 市町村は、本事業を特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に委託する場合は、保健医療関係分野との連携に、また、老人保健施設等を経営する医療法人等に委託する場合は、福祉関係分野との連携に留意して、支援センターを十分指導するものとする。

キ 支援センターのソーシャルワーカー又は保健婦は、法人が受託した老人ホームヘルプサービス事業の実施に当たって、総合的な観点からの調整を行うとともに、看護婦又は介護福祉士及びホームヘルパーと機能的に連携し、一体となって、円滑な事業運営を行うものとする。

ク 市町村は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。

ケ 実施施設は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(12) 利用料

原則として無料とする。

(13) 支援センターの構造及び整備

ア 建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は、同条第9号の3に規定する準耐火建築

物とする。ただし、単独型支援センターについては、この限りでない。

イ 支援センターには、運営に必要な面積を有する事務室、相談室、会議室及び福祉用具の展示に必要な空間(スペース)(単独型支援センターにあっては、事務室及び相談室に限る。)を設けるものとする。

ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共有すること等により、併設する施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じないときは、この限りでない。

(14) その他

別添4の1の(9)のア及び1の(11)のエについては、これを準用する。

2 在宅介護支援センター運営事業における痴呆相談事業実施要綱

(1) 目的

在宅の痴呆性老人等を抱える家族等の介護に関する心配ごと悩みごとについて総合的な相談等に応じ、もって痴呆性老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、以下の要件を満たす在宅介護支援センターを有する市町村のうち、厚生大臣が定める市町村とする。

ア 特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等に併設していること。

イ 痴呆専門の精神科医の顧問が確保できること。

ウ 老人性痴呆疾患センター(または同等の機能を有する痴呆専門の医療機関)との連携が確保できること。

エ 併設施設において痴呆に関わる積極的な活動(ショートステイ事業及びデイサービス運営事業における痴呆性老人の積極的な受入等)が行われていること。

オ 市町村高齢者サービス調整チームの開催等により、保健医療、福祉の相互連携体制が具体的に確保されていること。

(3) 事業内容

ア 痴呆性老人の介護等に関する相談窓口を定期的に開催すること。

イ 市町村内の社会福祉施設及び保健施設等の従事者等に対して、痴呆に関する処遇等の研修を計画的に実施すること。

ウ 在宅の痴呆性老人等を抱える家族等に対する痴呆性老人介護関係資料等の情報収集を行うとともに、随時情報提供が行える体制を整備すること。

エ 痴呆性老人に関する処遇困難ケース等について、高齢者サービス調整チーム及び顧問の精神科医等の連携のもと、具体的な処遇方策の策定等のケース検討を行うとともに、必要

に応じサービスの適用の調整等を図ること。

オ その他痴呆性老人を抱える家族に対する相談に対する有効な事業を行うこと。

(4) この事業に対する補助

毎年度の在宅福祉事業費補助金交付要綱において、「痴呆相談推進経費」として定める額とする。

(5) 実施期間

「痴呆相談推進経費」の対象となる期間は2年間とする。

〔別添2〕

別添4の3

高齢者在宅生活支援事業実施要綱

1 目的

高齢者在宅生活支援事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人等に対する各種保健福祉サービスを提供し、これらの者の自立と生活の質の確保及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅の老人の保健予防活動、生きがい活動を助長することにより、「健やかで活力ある地域づくり」を推進し、もって要援護老人、ひとり暮らし老人等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、住民参加型非営利組織等に委託することができるものとする。

なお、訪問入浴サービス事業を民間事業者に委託して実施する場合は、昭和63年9月16日老福第27号・社更第186号老人保健福祉部長・社会局長連名通知による「在宅入浴サービスガイドライン」の内容を満たすこと。

3 事業内容

別記のとおり。

4 実施上の留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、市町村は、高齢者サービス調整チームを活用し、老人保健福祉に関する諸事業との連携を図り、総合的かつ効果的な運営を行うよう努めること。

(2) 本事業は、地域の実情に応じて、別記に掲げる事業から選択して実施するものとする。

5 利用料

市町村は、デイサービス事業等他の類似の在宅福祉サービスの利用料との均衡、公共料金等を考慮して、適切な利用料又は食材料費等の実費を定め、利用者に負担させるものとする。

6 運営

(1) 市町村は、本事業の利用申請があったときは、本要綱に照らしてその必要性を検討した上で、本事業の利用決定をするものとする。

(2) 市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

(3) 市町村は、本事業の適正な実施を図るため、

委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

- (4) 実施施設は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供した

サービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。

- (5) 市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

〔別記〕

1 配食サービス事業

(1) 事業内容

栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供するとともに、その際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異状があったとき等は、関係機関への連絡等を行う事業とする。

(2) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難なものとする。

(3) 事業実施に当たっての留意点

実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。

市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。

2 訪問入浴サービス事業

(1) 事業内容

訪問入浴車により利用対象者の居宅に訪問し、入浴サービスを実施する事業とする。

(2) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している老人並びに重度身体障害者とする。

(3) 事業実施に当たっての留意点

市町村は、利用者の健康状態を確認し、サービスの提供の適否等を判断した上で、適切に事業を実施するものとする。

3 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

(1) 事業内容

市町村が適当と認める施設において寝具の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒単による寝具の乾燥消毒等のサービスを実施する事業とする。

(2) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の独居老人、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している老人並びに重度身体障害者であって、寝具の衛生管理等が困難なものとする。

4 移送サービス事業

(1) 事業内容

移送用車輪（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所等との間を移送する事業とする。

(2) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は車いすを利用している者であって、一般の交通機関を利用することが困難なものとする。

(3) 事業実施に当たっての留意点

道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。

5 家族介護者技術支援・交流事業

(1) 事業内容

家族介護者の介護技術の習得を支援するとともに、家族介護者間の情報交換等の交流を助長し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図る事業とする。

(2) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者を居宅において介護する家族等とする。

(3) 事業実施に当たっての留意点

介護技術支援等を行うにあたっては、地域の関係機関等からの協力が得られるよう配慮すること。

6 その他の事業

(1) 事業内容

1から5までに掲げるもののほか、雪下ろし、家屋の軽微な修繕その他の在宅の要援護老人、独居老人等の生活支援に資する事業であって厚生大臣が適当と認めるものとする。

(2) 事業実施に当たっての留意点

本事業を実施するにあたっては、都道府県とも十分な協議の上、適切に事業を実施すること。

〔別添3〕

別紙3

〔老人クラブ等活動推進員設置運営要領〕

1 目 的

老人クラブ等活動推進員設置事業は、都道府県、指定都市の区域において、高齢者の社会参加を促進するための企画立案及び各種事業を行うとともに、市区町村老人クラブ連合会が行う活動の指導育成等のため、各都道府県、指定都市老人クラブ連合会に老人クラブ等活動推進員を設置し、もって高齢者の社会参加の促進と老人クラブ活動の充実と発展に寄与することを目的とする。

2 身 分

老人クラブ等活動推進員は、都道府県又は指定都市老人クラブ連合会の職員とする。

3 職 務

老人クラブ等活動推進員は、都道府県又は指定都市の区域において、高齢者の積極的な社会参加を促進するために、次の業務に従事するものとする。

- (1) 高齢者の社会参加を促進するための企画立案に関すること。
- (2) 社会奉仕活動等の調査研究に関すること。
- (3) 地域活動、教養活動及び健康活動の展開に関すること。

(4) 市町村老人クラブ連合会の活動促進、育成指導に関すること。

(5) 老人クラブ指導者研修会等の開催に関すること。

(6) 老人クラブ活動事例等の調査及び紹介に関すること。

(7) 各種催物に関すること。

(8) その他高齢者能力開発情報センターへの協力等高齢者の福祉に関すること。

4 任用資格

(1) 老人クラブ等活動推進員は、次の各号の要件を満たす者のうちから任用しなければならない。

ア 人格が高潔で、思慮が円熟し、身体が壮健である者

イ 高齢者の福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者

ウ 年齢が60歳以下の者

エ 社会福祉又は社会教育に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(2) (1)に定める要件を満たす者を得られない場合には、(1)に定める要件と同程度の資格を有する者について、都道府県知事又は指定都市市長と協議のうえ任用することができる。